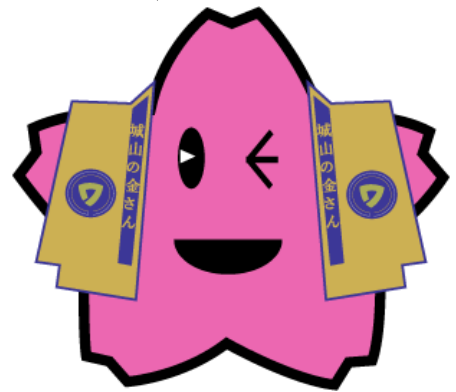


❀ 涌谷町 ❀
放課後児童クラブ利用の案内
(令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月)

【 目 次 】

1. 放課後児童クラブとは
2. 涌谷町内児童クラブについて
3. 利用申請から決定まで
4. 令和9年4月から利用希望の場合
5. 決定通知
6. 年度途中から利用希望の場合
7. 申し込みに必要な書類
8. 利用期間及び利用時間
9. 放課後児童クラブ利用料・おやつ代等について
10. 放課後児童クラブ利用料の減免について
11. 放課後児童クラブの利用中止等の届出について
12. 災害時等の緊急対応について
13. 申請書についての問い合わせ先



1. 放課後児童クラブとは

● 目 的

涌谷町内に居住する保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、保護者並びに学校、地域等との連携を深めながら、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能になるような児童の健全育成を図ることを目的とする。

● 目 標

- (1) 子どもを事故から守り、のびのびとした児童クラブ生活を通して、自主性、自立性を養う。
- (2) 決まりを守り、互いに協力する社会性を養う。
- (3) 友達とのふれあいを大切に、豊かな情操と創造性を養うと共に、良い友達づくりを助長する。

2. 涌谷町内放課後児童クラブについて

児童クラブ名	定員	住所	電話番号	利用可能な児童
わくわくスマイル 児童クラブ	160人	涌谷町字刈萱町 11番地	0229-25-3017	涌谷第一小学校 (月将館小学校)
杉の子児童クラブ	33人	涌谷町涌谷字小人町 1番地	0229-43-5589	月将館小学校
小里麓岳児童クラブ	32人	涌谷町太田字台 78番地2	0229-45-3112	麓岳白山小学校

※ 定員の関係で、月将館小学校の児童でもわくわくスマイル児童クラブ利用になる場合があります。

3. 利用申請から決定まで

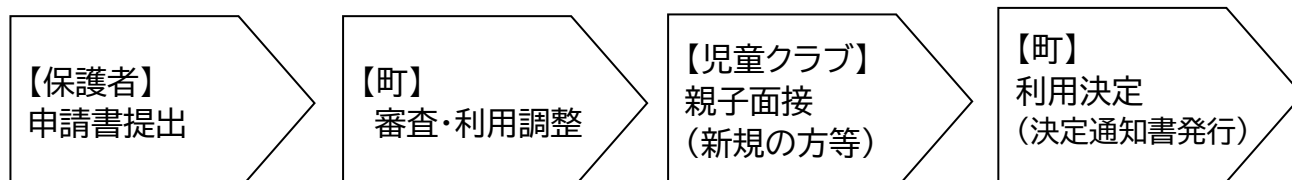
★利用要件★次の(1)～(4)の全てに当てはまる方が対象です。

- (1) 町内の小学校に在籍している1年生～6年生までの児童で、原則、次の①～③を全て満たすこと。
 - ① 集団生活を送ることができる児童。
 - ② 食事や排泄など、身辺自立ができている児童。
 - ③ 意思疎通を図ることができる児童。

※ 集団生活で配慮が必要な場合は、事前にご相談ください。

※ 新入所児童については、支援員の先生方との面談期間を設けています。児童クラブで過ごす中での心配や不安なこと、その他お話ししたいことがあれば支援員へお声がけください。

※ 「集団生活」「意思疎通」「身辺自立(食事や排泄など)」ができない場合は、受け入れできないことがあります。
 - (2) 保護者・同居している祖父母の就労(自営業・農業含む)により、留守家庭となる場合。
 - (3) 保護者・同居している祖父母の疾病等の理由により、保育ができない場合。
 - (4) 保護者が放課後児童クラブ利用料等を滞納していないこと。
(きょうだいの利用による滞納、保育所利用料等の滞納も含む。)
- ※ 放課後児童クラブを利用するには、毎年度申請が必要です。



4. 令和9年4月から利用希望の場合

○受付期間：令和8年9月14日(月)から令和8年10月14日(水)まで

○申請書提出先：新入所児童 ⇒ 涌谷町子育て支援課（TEL. 0229-25-7906）
：在所児童 ⇒ 所属する児童クラブ

○受付時間：涌谷町子育て支援課（平日 8時30分から17時00分まで）
：各放課後児童クラブ（平日14時30分から18時30分まで）

○親子面接：令和8年11月21日(土) 午前9時00分から午後1時00分まで

① 前半 午前 9時00分から午前11時00分まで

② 後半 午前11時00分から午後 1時00分まで

※ 申請書提出時に子育て支援課にて予約。(新規及び必要と思われる児童のみ)

※ 状況により時間が前後する場合があります。

※ 指定日に親子面接を受けられなかった場合、入所できない場合があります。

【その他注意事項】

- ◇ 令和9年4月から利用を希望する場合は、原則上記受付期間内に申し込みください。
- ◇ 家庭の事情や転入等により期間内の申し込みができない場合は、必ず涌谷町子育て支援課に相談願います。(相談がない場合の期間外申請は、お断りする場合があります。)
- ◇ 申請の時点で保護者が求職中の場合は、就労が決定してから申し込みください。
- ◇ 申請後に就労状況等の変更があった場合は、必ず子育て支援課にご連絡願います。
- ◇ 放課後児童クラブはクラブでの生活を通して児童を育成する制度のため、一時的な期間のみの利用はできません。

5. 決定通知

令和9年1月下旬から2月上旬頃に、利用の可否について決定通知を送付します。

- ※ 受付期間内(令和8年9月14日から令和8年10月14日)の申し込みが優先となります。
申請が定員を超えた場合等は、学年・保護者の就労状況・同居の祖父母の有無等を考慮し、子育て支援課が決定します。
- ※ 既に放課後児童クラブ利用料等の滞納がある場合は、新年度の利用ができない場合があります。

6. 年度途中から利用希望の場合

○申請書提出先：涌谷町子育て支援課(〒987-0121 涌谷町涌谷字中江南278)

○受付時間：平日 8時30分から17時00分まで

※ 必ず、利用希望日から起算して1ヶ月前までに申し込みください。利用希望日直前に申し込みいただいた場合、希望に添えないことがあります。

※ 申請の時点で保護者が求職中の場合は、就労が決定してから申し込みください。

※ 申請後に就労状況等の変更があった場合は、必ず子育て支援課へご連絡願います。

7. 申し込みに必要な書類

- ① 放課後児童クラブ利用申請書、保護者状況調査票(両面印刷)
- ② 家庭生活調査票(両面印刷)
- ③ 涌谷町放課後児童クラブに関する同意書
- ④ 保護者が就労や病気等で留守家庭となることを証する書類(下記参照)

入所理由	保護者の状況	入所可能期間	添付書類
就労 (<u>自営業・農業</u> 含む)	就労をしている	就労している期間	就労証明書
就学	大学や職業訓練校、専門学校等に通っている	就学している期間	就学が証明できるもの
疾病・障がい	病気やけが、または精神や身体に障がいがある	療養を必要としなくなるまで	診断書 障がい者手帳の写し等
出産	出産前後の休養が必要である ※育児休業中は利用できません	産前: 出産予定日から遡って6週間前に該当する月の初日から入所可能 産後: 出産日から8週間を経過した月の末日まで入所可能	—
就職活動中	就職活動を継続的に行っている	就職活動期間(原則3か月) (この期間に就労し、就労証明書の提出がない場合は退所となります)	証明できるもの (ある場合)
親族の介護、看護	親族の介護または看護を継続的に行っている	介護または看護を必要としなくなるまで	介護保険証の写し 親族の看護期間や療養期間のわかるもの等

- ※ きょうだい保育施設等の入所申し込みをしている場合は、保育施設等の入所申し込み時に提出する就労証明書等の写しの提出でもかまいません。
- ※ 障がいのある児童については、安全に施設利用をするため、上記提出書類のほかに、医師の意見書および処方箋の写し等の提出をお願いする場合があります。

8. 利用期間及び利用時間

令和9年4月1日(木)から令和10年3月31日(金)まで

- ※ 日曜・祝日・年末年始は休みとなります。
- ※ 地震や台風による自然災害や感染症の流行等により、臨時的に閉所する場合があります。この場合、児童のお迎えをお願いします。

平日(学校がある日)	学校下校時から午後7時まで
土曜日・学校休業日 (長期休業期間・振替休業日)	午前7時30分から午後7時まで

- ※ 保護者の迎えは、閉所時間の午後7時を厳守していただきます。
- ※ 土曜日の保育は、わくわくスマイル児童クラブでの合同保育となる場合があります。
- ※ 長期休業中のみ利用を希望する場合は、月将館小学校・麓岳白山小学校の児童でもわくわくスマイル児童クラブ利用になる場合があります。

9. 放課後児童クラブ利用料・おやつ代等について

○児童クラブ利用料

利用形態		利用料
①	常時利用の場合(長期休業期間を含む)	月額3,000円
②	月10日未満利用の場合(長期休業期間は除く)	月額1,500円
③	月10日未満利用 + 長期休業期間利用を併用する場合	月額1,500円 + 下記加算
	(1) 学年始休業期間	4月利用料に + 1,000円
	(2) 夏季・秋季休業期間	8月利用料に + 5,000円
	(3) 冬季休業期間	1月利用料に + 1,000円
	(4) 学年末休業期間	3月利用料に + 1,000円

※ 日割による精算はありません。

※ 延長利用、一時預かり利用等はありません。

※ 利用料の納入は毎月末(休日の場合は金融機関の翌営業日)で、原則口座振替をお願いしています。

※ 利用料滞納が確認された場合は、利用中止となることもありますのでご注意ください。

○児童クラブ費: 月額 2,000円(内訳: おやつ代等)

① 常時利用の場合 : 月額2,000円

② 月10日未満利用の場合 : 月額1,000円

③ 長期休業期間に利用する場合 (月10日未満利用と併用の方は②+③)

・学年始・冬季・学年末 : 各500円

・夏季休業(秋季休業日を含む) : 2,000円

※ 同時に利用している児童がいる場合でも料金の減免はありません。

※ 月の途中で退所した場合、日割りの返金・精算はしません。

※ 保護者が児童クラブに直接支払います。(児童クラブで集金袋を配布)

10. 放課後児童クラブ利用料の減免について

減免理由	減免後利用料	減免の期間
きょうだいで同時に2人以上利用する場合 (常時利用の場合のみ。)	2人目以降 月額1,500円	減免申請書の提出月の次の月から利用決定期間の範囲内 ※3月1日に提出した場合4月1日から減免。
利用休止届を提出した場合(常時利用の場合のみ。)	月額1,500円	
生活保護を受けている場合	0円	
町民税非課税世帯となる場合	0円	
保護者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受ける場合	0円	
災害により利用料納入が困難となる場合(半壊以上)	0円	

※ 減免申請書の提出は毎月10日までとなります。

11. 放課後児童クラブの利用中止等の届出について

事 由	提出書類	提出先	備考
利用中止(退所)	利用中止届出書	子育て支援課または児童クラブ	利用を中止したい場合、利用している児童クラブに連絡し、中止の旨を伝え中止届を提出してください。
利用休止	利用休止届出書	子育て支援課または児童クラブ	やむ負えない理由がある場合に、利用休止ができます。 料金の半額が徴収されます。
利用形態の変更	利用変更届出書	子育て支援課または児童クラブ	月の途中で利用形態を変更することはできません。
家族の職場変更	利用変更届出書 就労証明書	子育て支援課または児童クラブ	利用変更届出書・就労証明書を揃えて提出してください。
住所変更	利用変更届出書	子育て支援課または児童クラブ	通学する小学校も変更になる場合は児童クラブも変更になる場合もあります。
育児休業に入る	利用中止届出書	子育て支援課または児童クラブ	育児休業中は児童クラブの利用はできません。 産後8週の属する月末で退所となります。

※ 中止・休止届は退所月の10日まで提出願います。(10日が休日・祝日の場合、前日・前々日まで)

例: 令和9年4月30日(月)退所予定の場合、令和9年4月9日(金)まで提出

※ 届出が遅れると、口座振替等の都合上、料金が引き落とされる場合がありますのでご了承ください。

12. 災害時等の緊急対応について

- 災害発生時は原則として各児童クラブで迎えを待つこととします。
- 学校にいる時間帯にお迎えを必要とする災害が発生し、長時間の避難が必要となった場合は、小学校の防災マニュアルに準じて対応します。

13. 申請書についての問い合わせ先

- 担 当 課 : 涌谷町子育て支援課子育て支援班
- 住 所 : 宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南278番地
- 電話番号 : 0229-25-7906

